

章	5	身近な環境に配慮した、地球にやさしいまち
大項目	01	環境への負荷の少ない社会システムの構築
施策	02	資源循環型社会の形成

目的

環境への負荷が少なく、限りある資源を有効利用できる資源循環を基調とした社会を築くことを目的とします。

対象・手段

区は区民、事業者、地域活動団体と連携し、区民や事業者がそれぞれに環境に対する意識や行動の変革をもたらすよう、環境学習など普及啓発事業を推進します。
また、集団回収など、協働型のリサイクル活動への区民参加を進めると共に、区は資源回収事業を推進します。

施策の方向

循環型社会形成推進基本法の下、「食品リサイクル法」、「家電リサイクル法」など様々なリサイクル法の整備が進み、「容器包装リサイクル法」の見直しも行われたところです。また、平成18年4月に、都の派遣扱いであった清掃事業職員も区職員となり、名実ともに清掃業務が完全移管されました。今後とも、行政、区民、事業者がそれぞれに責任と役割を果たし、ごみの発生抑制、再使用、再生利用を通じて、ごみの減量とリサイクルを推進します。
また、廃棄物の収集・処理について、推進体制の充実を図ります。

成果指標

指標名		定義		目標水準			
資源化率(%)		資源回収量 / (行政が収集するごみ + 資源回収量)		(平成19年度に)	(20%) の水準達成		
環境学習実施回数		区立小学校等での環境学習実施学校数		(平成19年度に)	(35校) の水準達成		
集団回収への参加率(%)		資源集団回収参加世帯数 / 区内世帯数		(平成19年度に)	(60%) の水準達成		
施策の達成状況							
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
施策 成果 指標	目標値1	%	20.00	20.00	20.00	(目標値2) 17年度 15校 18年度 25校 19年度 35校 15、16年度は 17年度の目標値を設定	
	実績1	%	17.30	17.40	18.30		
	目標達成率1 = /	%	86.50	87.00	91.50		
	目標値2	校	15.00	15.00	25.00		
	実績2	校	11.00	15.00	45.00		
	目標達成率2 = /	%	73.33	100.00	180.00		
	目標値3	%	55.00	55.00	58.00		(目標値3) 17年度 55% 18年度 58% 19年度 60% 15、16年度は 17年度の目標値を設定
	実績3	%	48.30	49.00	48.70		
	目標達成率3 = /	%	87.82	89.09	83.97		

所管部	環境土木部
-----	-------

主な取組み

資源循環型社会形成に向けた普及啓発
 資源集団回収団体への支援
 区による資源回収の実施

課題

区民や事業者、地域活動団体、学校等と連携し協力しながら、環境に対する意識や行動の変革をもたらすための効果的、効率的な普及啓発策を検討し、実施することが課題です。
 集団回収への参加率や資源化率の目標達成に向けては、更なる方策を検討し、実施することにより、ごみ減量とリサイクルを計画的に推進することが必要です。
 また、東京23区は、平成20年度を目前に、現在不燃ごみである廃プラスチックを可燃ごみの扱いとし、焼却により熱回収する、サーマルリサイクル実施の方針を出しました。これを受けて、新宿区は容器包装プラスチックの資源回収の実施を決定しました。資源・ごみの分別方法の変更をいかに円滑に行うかが大きな課題です。

評価

総 合 評 価	
<p>本施策は、「容器包装リサイクル法」や「食品リサイクル法」等の循環型社会形成推進に向けた法体系の整備や、清掃事業の区への移管を背景として、行政、区民、事業者がそれぞれに責任を果たし、ごみの発生抑制や分別、資源の再利用等を通じて、ごみの減量とリサイクルの推進を図るとともに、廃棄物の収集・処理についての推進体制を充実することを意図した施策です。 今計画期間においては、景気の低迷やリサイクルの推進により、ごみの減量が見られました。また、18年度はペットボトルの拠点回収を始め、回収量は二倍に増えました。循環型社会形成に向けた普及啓発や資源回収の推進等の取り組みは着実に展開することができたと評価しています。 国は循環型社会形成推進法をはじめとする各種の法律を制定し、限りある資源を有効利用できる社会を構築することを重要施策として位置づけています。資源循環型社会は一朝一夕には実現することはできません。しかし、区としては最終処分場の延命化や地球資源の枯渇防止という観点からも、資源循環型社会の形成をめざし、区民・事業者の意識改革を図ることが重要であると考えています。今後も普及啓発事業の拡充と資源回収事業の積極的展開により、施策として高い成果を上げていく必要があります。</p>	B

今後の取組み・改革の方針

資源の回収方法や回収品目を拡充することで資源回収率を向上させ、ごみの減量を図ります。
 事業者への排出指導の際に積極的に普及啓発活動を行うなど、普及啓発活動の拡充に努めます。
 また、平成20年度から東京23区で実施する、廃プラスチックの焼却による熱回収を踏まえ、ごみの発生抑制、再使用、再生利用の推進に向けた普及啓発を進めるとともに、ペットボトル・白色トレイの他に新たに容器包装プラスチックの資源回収を行い、ごみとなるプラスチックを極力減らす取り組みを行います。区全域での本格実施に先立ち、19年7月からは、資源・ごみの新しい分別収集をモデル地区で実施します。

施策を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
ごみの発生抑制に向けた普及啓発	B	263		
資源回収の推進	B	265		